

幼児の運動能力向上事業における幼児運動指導の専門家派遣委託事業募集要項

公益財団法人鳥取県スポーツ協会

1 目 的

本事業は、幼児に対してコーディネーショントレーニングに繋がる運動遊びなど、総合的なバランスの取れた運動神経系や身体能力の発達を促すための運動指導を提供する。

2 実施内容

2巡目国民スポーツ大会の少年種別の世代となる園児の基礎運動能力の獲得を目指し、幼稚園・保育所・認定こども園に対して、幼児運動指導の専門家を派遣する。

詳細は別紙仕様書参照

3 実施場所

鳥取県内の各幼稚園・保育所・認定こども園 10園

4 実施期間

令和3年6月1日～令和4年2月28日

5 実施方法

公益財団法人鳥取県スポーツ協会との委託契約に基づき、鳥取県内の幼稚園・保育所・認定こども園に対し、1園10回を原則として10園に発育発達に応じた身体能力の向上を目指す運動指導を行う。

幼稚園・保育所・認定こども園の募集は公益財団法人鳥取県スポーツ協会が行う。

6 募集方法

(1) 募集期間 令和3年4月16日(金)～同年4月30日(金)まで

※令和3年4月30日(金)17時必着

(2) 提出書類

ア 申込用紙 様式1、2

(3) 申込書類の交付

申込書類は公益財団法人鳥取県スポーツ協会ホームページからダウンロードすること。

(4) 提出先

ア 公益財団法人鳥取県スポーツ協会事務局まで書留で郵送するか直接提出すること。

イ 封筒の表に「幼児運動指導の専門家派遣委託事業申込書在中」と朱書きすること。

7 委託の決定等

- (1) 提出された申込書により選考を行う
- (2) 結果は令和3年5月上旬に通知する。

8 その他

- (1) 問い合わせは公益財団法人鳥取県スポーツ協会事務局宛に行うこと。
- (2) 契約の相手方が次のいずれかに該当するかどうかを鳥取県警察本部に照会する
場合がある。また、契約の相手方が次のいずれかに該当するときは、契約を解除
することができる。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2
条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下
「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - ② 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為
を行ったと認められるとき。
 - ア 暴力団員を役員等（乙が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参
加している者を、乙が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加
している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴
力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - イ 暴力団員を雇用すること。
 - ウ 暴力団又は暴力団員を代理、斡旋、仲介、交渉のために使用すること。
 - エ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、
物品その他財産上の利益を与えること。
 - オ 暴力団又は暴力団員を問題の解決のために利用すること。
 - カ 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交際をすること。
 - キ 暴力団若しくは暴力団員であること又はアからカまでに掲げる行為を行うも
のであると知りながら、その者に物品の製造、仕入、納入その他業務を下請け
等させること。

〒680-8570 鳥取市東町1丁目220番地
鳥取県議会棟別館1階
公益財団法人鳥取県スポーツ協会事務局（担当：吉岡）
電 話：0857-26-7804
ファクシミリ：0857-26-8133

仕 様 書

1 名 称

幼児の運動能力向上事業における幼児運動指導の専門家派遣委託事業

2 実施内容

2 巡目国民スポーツ大会の少年種別の世代となる園児の基礎運動能力の獲得を目指し、幼稚園・保育所・認定こども園（以下「園」）に対して、幼児運動指導の専門家を派遣する。

3 指導内容

指導対象：年長

- ・園児の発達に応じた身体能力の向上を目指す運動指導。
- ・園児に指導するとともに、幼稚園教諭、保育士等指導者が園において、当該指導を実践出来るように、運動指導方法等をアドバイスすること。

4 条 件 等

- ・全県の園を対象に1園10回を原則として10園に運動指導を行う事ができること。
- ・指導成果を把握し、成果を報告すること。（初回と最終回に運動能力に係る効果測定を行う。）
- ・過去に幼児の運動指導の実績があること。
- ・本社が鳥取県内にあること。
- ・指導をする指導者は、下記の資格のいずれかを保有していること。
 - 幼稚園・小学校教員免許 ■保育士 ■中学校・高等学校保健体育免許
 - 日本スポーツ協会公認指導者 ■ACP普及促進研修会修了者
 - その他、公の機関が認定する幼児の運動指導に適した資格

5 委託料

1回の指導につき12,000円（指導料、器具代、交通費含む）とする。

年間最大120万円（12,000円×10回×10園=1,200,000円）とし、対象となる園の応募状況により決定する。

6 実施期間

令和3年6月1日～令和4年2月28日

7 その他

- ・指導における指導者の保険加入については、自社で行う事。